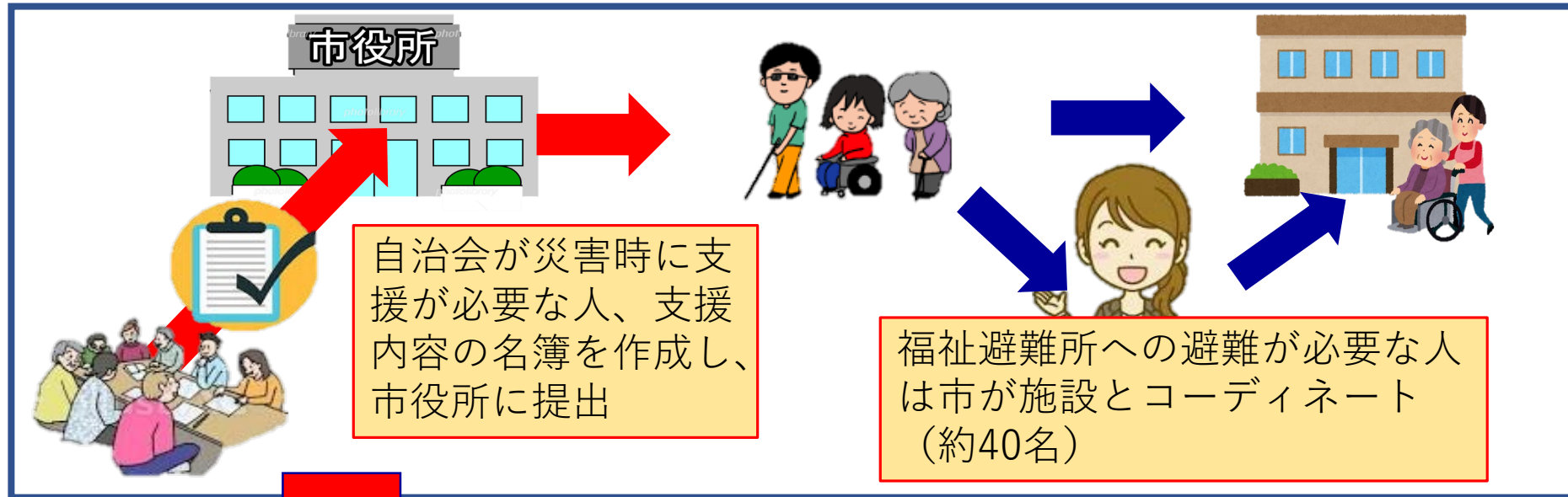


平成28年度までの丹波市の要支援者対策 (災害対策基本法の平成25年改正以前の取組)



平成25年の災害対策 基本法改正を受けて (平成28年度～)

①名簿システムの導入

⇒対象者が増加(1万人以上)

②本人の同意が必要

⇒自治会作成の名簿と差異が発生

令和3年度 モデル事業にチャレンジ!

- ①福祉現場からの優先度が高い人
- ②水害に特化した避難と支援
- ③地域の支援内容の具体化
- ④地域で無理な場合の「公」の関り
- ⑤対象者数の絞り込みのフロー検証



モデル事業実施に当たってのポイント整理

1. 想定災害は「水害」

⇒ハザードマップを活用し、垂直避難か立ち退き避難を防災担当者が判断

2. 中山間地での避難の移動方法は「自動車」のみ！

⇒ 要支援者のリヤカー、車椅子、徒歩での避難はありえない！

3. 重度の介護や障がいで専門の支援を受けている人ほど地域で埋没している！

⇒在宅または施設との往復のみで地域の日常と関わっていないから…

4. 本当に支援が必要な人の情報は「福祉専門職」から入手する

⇒防災の知識ではなく「台風・大雨の時、気になる」を根拠に

5. 避難の適切な車両を必要な時に、必要な台数、いかに確保するか。

⇒ 道路運送法の大きな壁

（追加）

そもそも、本当に個別避難計画が必要な人は何人なのか？

丹波市の南部地域（市域の1/3）の
要介護3以上 **約450名**

令和4年度は残り2/3地域で実施！

注：施設入所者も含む人数



32名の相談



くらしの安全課防災係

防災と福祉の担当で…

- ①避難方法の判断
- ②避難方法
- ③適切な避難先

について個別に調整

防災マップから

- ①自宅避難で可能
- ②立ち退き避難が必要を判断

土砂災害・浸水被害のおそれがある

17人

土砂災害・浸水害のおそれがない

6人

災害のおそれはあるが、確率が低い

9人

個別の協議・調整の結果、3人の個別避難計画の作成を進行中

見えてきた課題

1. 本当に支援が必要（そうな）人はそう、多くない（のかもしれない）。
（「公」の積極的関わりが必要という意味で…）
2. 本人、家族に様々な課題があり「災害・避難」を最優先にはできないこともある。
3. 避難先は、福祉施設よりも公共施設の「個室」の需要が多い（ようす）

1. 対象の災害を決める。（地震、津波、洪水、土砂災害など）

災害種類で要支援の対象も避難計画も全く異なります。

【地震】…家の耐震度、家具の固定、避難先に必要な設備、物資など…

【水害】…避難の必要性、避難の方法、避難のタイミング…

【停電】…避難の必要性、通電エリアへの避難か、自宅で電源確保か…

2. 優先度の高い要支援者とは…（水害の場合）

（1）福祉専門職が台風・大雨時に「**気になる**」人

（2）防災担当がハザードリスクから**立ち退き避難が必要**と判断する人

⇒ 想定最大規模、ため池のみリスクは共感が得にくい面も…

3. 水害を想定するならば…（丹波市のケース）

（1）最終的に本人・家族が**計画通りに行動する気**があるか、が重要！

（2）教科書的な避難計画にはしない。（高齢者等避難で避難する的な…）

（3）移動方法（自動車）の確保が困難な場合、「**公**」が**係わる姿勢**が必要！

4. 地域の支援者（近所、民生員児童委員、、自主防災組織）との調整

（1）依頼する支援は、具体的、より具体的に詰めていく。

⇒ いつでも、誰でもできる内容になっていく

（2）本人の**個人情報**は**そんなに**いらない。

⇒ 要介護度は？ 障害手帳は？ は地域の人には不要な情報。